

(様式1)

登教総第 31号
令和2年4月21日

文部科学大臣 殿

設置者名

登別市長 小笠原 春一 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

登別市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和2年度～令和4年度（3年間）

(担当)

登別市教育委員会教育部総務グループ

住所：北海道登別市富士町7丁目33番地

電話：0143-88-1100

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、耐震性が確保されていない学校施設等の耐震補強を行い耐震性の確保を図る。
また、Is値0.3未満で、耐震補強が困難等の学校施設及び耐力度調査により危険建物となった学校施設については、改築事業により耐震化を図ることとする。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特徴性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		8 校
中学校		5 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	0 箇所
	学校武道場	0 箇所
	社会体育施設	1 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和2年3月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>事後評価については、設計どおりの品質・性能を確保しているか確認し、計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。</p>
